

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

– 2025 –

高志監査法人

目次

I. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要	3
1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ	4
2. 経営理念と行動指針	5
3. 事務所概要	6
II. 経営管理の状況等	7
1. 品質管理基盤	8
2. 組織・ガバナンス基盤	11
3. 人的基盤	13
4. IT基盤	14
5. 財務基盤	15
6. 国際対応基盤	15
7. その他	16
(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの適用状況	17

※ 本報告書は、2025年6月末時点の情報
を基に作成しております。

I. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

高志監査法人は、新潟県に本部を置く唯一の監査法人です。

「高志」とは、新潟の古くからの呼称であり、そこに、高い志を持った公認会計士が集い公認会計士業務を精励するために、高志監査法人は設立されました。

当法人は、中小監査法人であること及び地域監査法人であることの特質を生かしながら、中堅企業・地方中核企業・成長企業との良好かつ適切な関係性を重視するとともに、中小監査法人としての機動性を活かしたクイックレスポンスを心がけて業務を提供いたします。

業務を提供する上では、監査品質が確保され、常に向上させていくことが大前提です。そのためには、組織として高い品質の監査業務を提供し担保する品質管理システムが整備・運用されている必要があります。

当法人では、監査品質を重視すべきであることを経営理念及び行動指針に定め、組織に属する構成員一人一人に適切なコミュニケーションをとることで、監査品質を重視する風土を醸成させております。

また、監査品質の向上に向けて、本報告書で記載しているとおり、品質管理、ガバナンス、IT、人材、財務、国際対応の6つの基盤について整備・運用しております。監査を取り巻く環境は常に変化しており、当法人においても常に見直しを行い絶え間なく監査品質向上に向けた取組みを行います。

本報告書にて、当法人の監査品質への取組みをご理解いただければ幸いです。

2. 経営理念と行動指針

経営理念

1. 私たちは、公認会計士として厳正な監査をもって社会の要請に応えます。
2. 私たちは、研修体制、審査体制を充実強化し、時代の要請に応える高品質な監査を行います。
3. 私たちは、新潟県の監査法人としての特質を生かし地域社会への貢献を目指します。

行動指針

1. 公認会計士としての職業倫理を保持しコンプライアンスを実践します。
2. 組織内外からの信頼を得るために常に向上心を持って行動します。
3. 地域社会や監査先への貢献意欲を保持して行動します。
4. 専門知識と能力の研鑽に励み高品質な監査の提供が出来る公認会計士として行動します。
5. 常に職業的懐疑心を保持し、不正リスクに対しては職業的懐疑心を發揮して不正を見逃さない監査を実施します。
6. 開放的で自由闊達な議論の出来る事務所環境を維持し安心して働ける場を実現します。適時に会計監査を巡る課題や知見、経験を共有できる風土を醸成します。

3. 事務所概要

名称	高志監査法人									
設立	2000年6月									
理事長	渡部 政記									
所在地	〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代4丁目4番27号新潟テレコムビル									
人員構成	<table><tr><td>社員</td><td>5名</td></tr><tr><td>公認会計士（非常勤含む）</td><td>7名</td></tr><tr><td>事務職員</td><td>1名</td></tr><tr><td>合計</td><td>13名</td></tr></table>		社員	5名	公認会計士（非常勤含む）	7名	事務職員	1名	合計	13名
社員	5名									
公認会計士（非常勤含む）	7名									
事務職員	1名									
合計	13名									
監査契約先	<table><tr><td>金融商品取引法監査・会社法監査</td><td>2社</td></tr><tr><td>金融商品取引法監査</td><td>1社</td></tr><tr><td>会社法監査</td><td>4社</td></tr><tr><td>その他</td><td>7社</td></tr></table>		金融商品取引法監査・会社法監査	2社	金融商品取引法監査	1社	会社法監査	4社	その他	7社
金融商品取引法監査・会社法監査	2社									
金融商品取引法監査	1社									
会社法監査	4社									
その他	7社									
登録	上場会社等監査人登録制度 登録									

II. 経営管理の状況等

1. 品質管理基盤 1/3

品質管理の基本方針

当法人では、組織として高い品質の監査業務を提供し担保するために、「品質管理規程」を策定し、品質管理に関する方針及び手続を定め、これに則って品質管理システムを整備し運用しております。

品質管理に関する最終的な責任は、社員会で選任された理事長が負っております。また、品質管理システムの整備及び運用に責任を有する者として、品質管理委員長を選任しております。

職業倫理と独立性

公認会計士法、日本公認会計士協会が定める倫理規則等の各種法令及び規則を当法人及び構成員が遵守することを合理的に確保するため、当法人の規程においてこれらの遵守に関する方針と手続を定め、全構成員はこれを遵守して監査業務を実施しております。

全監査従事者から法令及び職業

倫理に抵触しないことを確認するために、毎年一定時点及び必要とする時点において倫理規則実務ガイドンス第3号「監査人の独立性チェックリスト（実務ガイドンス）」による調査を実施し、その遵守の状況を確認しております。

また、インサイダー取引を防止するために、「インサイダー取引防止規程」を制定し、全構成員に遵守を義務付け、毎年一定時点及び必要とする時点においてインサイダー取引の有無等に関する調査を実施し、同時にこの規程の遵守に関する誓約書の提出を義務付けております。

独立性の遵守率	100%
誓約書の提出率	100%

業務執行社員のローテーション

監査業務の責任者となる業務執行社員には、公認会計士法等により、業務執行社員等のローテーションが義務付けられております。

当法人では、「独立性に関する方針」を定め、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の関与先の監査業務については、その主要な担当者（業務執行社員・審査担当社員等）に対してローテーションを実施しております。対象となる同一関与先に対して、業務執行社員等には7年以下の継続関与期間を定め、また、インターバル期間については、筆頭業務執行社員は5年、他の業務執行社員は2年、審査担当社員は3年を義務付けております。このような取組みにより、ローテーションルールの抵触は生じておりません。

また、上記以外の関与先の監査業務については、法人独自のローテーションルールを定めております。

監査契約の新規締結及び更新

当法人は、監査契約の新規締結及び更新に関する方針と手続を「品質管理規程」に定めております。

監査契約の新規締結及び更新の際には、当法人が時間及び人的資源など業務を実施するための適性及び能力を有しているか、当法人が関連する職業倫理に関する規定を遵守できるか、当法人が関与先の誠実性を検討し、契約の新規締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないか等について、慎重に検討を行い社員会の承認を経て監査契約の新規締結及び更新を行っております。

1. 品質管理基盤 2/3

監査事務所間の引継

当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、方針と手続を「品質管理規程」に定めております。

引継については、不正リスクへの対応状況、監査の過程で識別した重要な事項等について引継を行うこととし、引継の内容は議事録に記録し引継対象の監査人と相互に確認することを求めております。

審査の体制

当法人は、審査の方針と手続についての詳細を「審査規程」に定めております。すべての監査業務について審査担当社員を選任し、監査計画から監査意見形成までの監査手続全体を対象とした審査を実施します。監査意見の審査が完了するまで監査報告書の発行を禁止しております。特に重要と考えられる事項など所定の条件に該当する事項については、審査担当者の判断により、重要審査事項として合議制による品質管理委員会における審査を行うこととしております。重要審査事項について品質管理委員会が決定した結論については、文書化するとともに適切に対処しているかどうかについて、審査担当者の審査を受けることとしております。

監査業務の実施

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するため、不正リスクへの対応を含む監査業務に係る方針及び手続について、「品質管理規程」、「審査規程」及びこれら規程を補足するマニュアル等を定め遵守しております。

業務の実施に当たっては、定期的に開催される社員会及び品質管理委員会にて最新の会計・監査に係る基準の改正等に関する事項や、監査の現場からの情報等を適時に共有し、議論がなされます。このような議論の結果決定した方針等については、タイムリーに専門要員及び事務職員に伝達し、決定事項の周知を図っております。

監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するため、マニュアル等のほか、必要な調書様式を整備しております。また、当法人では被監査会社とのコミュニケーションを重視しており、社員が積極的に監査の現場に往査するとともに、被監査会社の

CEO・CFO等の経営陣及び監査役等と定期的にディスカッションを行うこととしております。

1. 品質管理基盤 3/3

モニタリング

当法人は、品質管理システムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施することを「品質管理規程」に定めております。

日常的監視は、独立性の確保、監査契約の締結状況をはじめとする品質管理システム全般の整備・運用状況をその検証対象としております。

また、定期的な検証は、少なくとも3年に1度はすべての監査責任者が対象となるように実施しており、定期的な検証の担当者は監査業務の実施及び審査に関与しない者から選任しております。

監事は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、必要に応じて、改善を要する事項を検討し適切な措置を品質管理委員長に報告しております。

品質管理委員長は、監査責任者及び他の適切な者に対し、不備とこれに対する是正措置を伝達し、監査責任者等は必要な是正措置を適時に実施しております。

通報制度

社員、専門職員（非常勤職員を含む）及び事務職員から、監査業務に係る社員・職員の不適切な行為、判断及び意見表明、関連する法令に対する違反、並びに、監査事務所の定める品質管理システム及び内部規程への抵触等に関して、適時適切に収集されるよう、「通報制度規程」を定め、運用しております。通報制度規程においては、窓口利用者に対して、本件窓口に通報又は相談したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならないことを定めています。

また、通報制度の外部窓口として、当法人のホームページ上に「監査ホットライン」を設置し、Eメール等による通報を受け付けております。

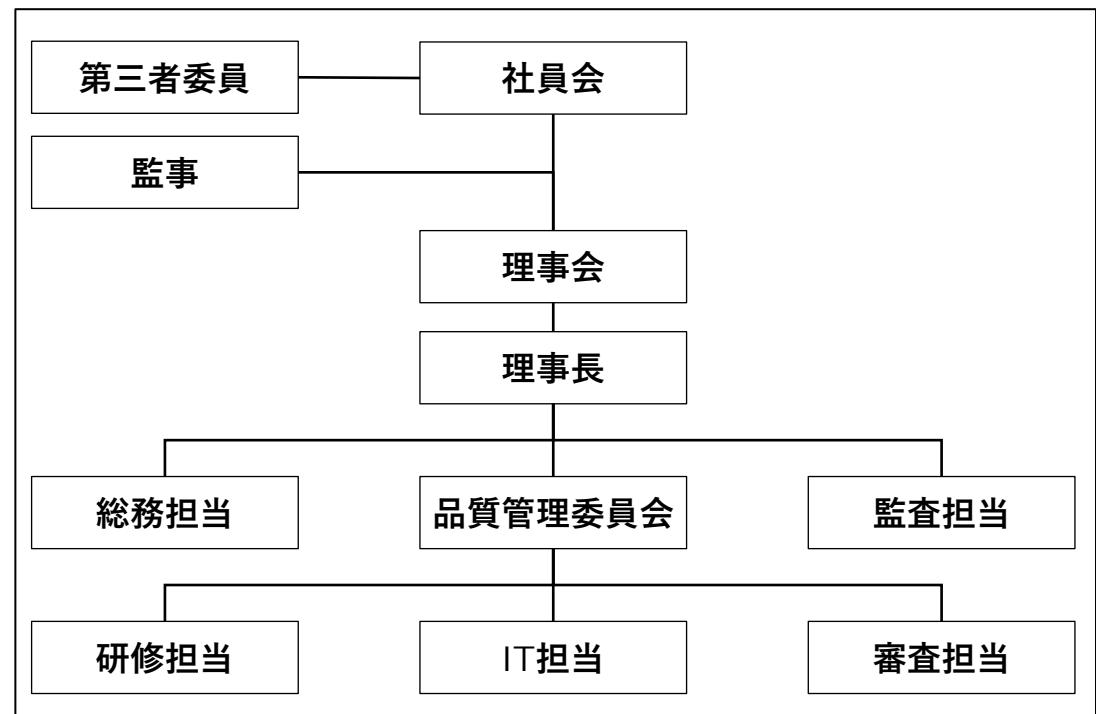
これらの内外からもたらされる情報は社員会において共有され、対処方針が決定されます。

2. 組織・ガバナンス基盤 1/2

組織・ガバナンスに関する基本方針

当法人は社員及び専門職員（非常勤含む）あわせて12名の中小規模の無限責任監査法人であります。そのため、意思決定の迅速性を重視するとともに、監査品質の向上と浸透を推進するために、社員間における相互牽制と信頼関係を基礎とした経営を行っております。

組織図



社員会

社員会は、全社員により構成されており、当法人の経営における重要事項はすべて社員会にて決定しております。

当法人は、社員が少数で構成されていることから、社員の相互監督・相互牽制の下で情報の共有と迅速な意思決定を可能としております。社員会は原則として毎月開催するとともに、必要に応じて臨時で開催しております。

このように、全社員による迅速かつ柔軟な合議制によって、法人の組織的な運営が可能となっております。

理事長

理事長は社員会にて選任され、当法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負っております。

理事会

理事会は、社員会により選任された理事により構成され、日常的な法人運営に関する意思決定機能及び業務執行機能を担う機関であります。社員会から委ねられた事項について、経営の諸施策を適切かつ迅速に立案し、それに基づく経営活動を推進するとともに、経営の重要事項に関し協議を行います。

なお、現状では社員が少数であることから理事会に委任している事項は無く、すべて社員会にて意思決定を行っております。

2. 組織・ガバナンス基盤 2/2

品質管理委員会

当法人の品質管理を担う専門部署として、品質管理委員会を設置しております。品質管理委員会は、品質管理委員長及び各委員をもって構成し事務所及び個別業務に係る品質管理システムの整備・運用を行います。また、契約審査や意見審査を統括しております。

品質管理委員長は当法人の品質管理システムの整備及び運用に責任を有する者として、主として品質管理に従事しております。

さらに、品質管理の各担当には社員を選任することで、品質管理活動の実効性を確保しております。

監事

社員の業務を監督・評価する機関として、監事を選任しております。

監事は、理事長、品質管理委員長との兼任を禁止し、独立した機関として位置付けており、社員・職員の業務執行を独立した立場でモニタリングし、評価しております。

また、品質管理システムのモニタリング（日常的監視及び定期的な検証）及び改善プロセスに関する責任を担っております。

非監査業務提供の方針

当法人は、地域社会への貢献を目指すことを経営理念として標榜しております。そのため、監査の独立性の観点から慎重に判断し、独立性に抵触しない限りにおいて、非監査業務の提供を推奨しております。また、社員・専門職員が副業を通じて非監査業務を経験することを認めています。

非監査業務の提供は、経営者等とのコミュニケーションを通じてビジネスに関する理解を深め視野を広げることにもつながることから、監査の品質向上にも寄与するものと考えております。

外部の第三者の知見の活用

当法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、経験豊富な弁護士を第三者委員として選任しており、その知見を活用しております。

第三者委員は、当法人からの独立性を有するとともに、企業法務やガバナンス、コンプライアンス等に関する知見を有してい

ることから、適任と考えております。なお、独立性については、①当法人の被監査会社の役員または使用人でないこと、②当法人の主要な取引先の役員または使用人でないこと、③当法人からの報酬が収入の大部分を占めていないこと、を確認しております。

第三者委員について、以下の項目について助言を求めるものとしております。

- ・当法人の社員会における会議内容に関する監督・評価
- ・人材育成・評価の取組といった人事関連方針に関する意見
- ・内部及び外部からの通報制度により特定された事案への対応
- ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言

第三者委員とは、定期的に当法人の取組について意見交換をする場を設けるとともに、社員会の議事録と資料を共有し、必要に応じていつでも社員会に参加可能としております。

3. 人的基盤

基本方針

高品質な監査の提供においては、その担い手となる人が重要であり、監査法人にとって最も重要な財産は人材です。

そのため、監査の経験年数・経験業種、他の監査法人での経験、アドバイザリー業務の経験、一般事業会社での経験等、様々な知見や経験を考慮して、法人業務の遂行に必要な適性及び能力を有した適切な人材の採用・育成を基本方針としております。

人員状況

社員及び専門職員の人員数は以下のとおりです。

職位	人員数
社員	5名
公認会計士 (非常勤含む)	7名
合計	12名

人材採用方針

当法人の経営理念に共感し監査品質の向上を優先するとともに、業務の遂行に必要な適性及び能力を高める資質と意欲のある誠実な人材であること、かつ、実務経験があることを考慮して採用することとしております。

現在、非常勤職員を中心に活用していく方針でありますが、コアとなる職員を各業務に配置し、業務執行社員と密にコミュニケーションを行う取組みを通じて、必要な人的資源の確保と監査品質の確保を両立させております。

人事評価

人事評価は、監査業務の品質を最重視し、品質管理規程等の遵守状況、適性、能力等を考慮して実施し、業務の成果の適切な反映や人材育成の観点から、専門要員の評価、報酬等を決定することとしております。

監査チームの選任

監査チームの業務執行社員の選任は、経験、知識、能力、業務量等を考慮して、社員会にて決定しております。

業務執行社員以外の監査チームメンバーについては、監査の経験年数等を含めた業務遂行の適性及び能力を考慮したうえで、担当する会社のリスク、必要な時間を踏まえて業務執行社員が候補者を選任し、社員会で協議のうえ決定しております。

を取得することを義務付けており、履修状況については継続的にモニタリングをしております。

研修平均時間	48.2時間
指定研修受講率	100%

人材育成

当法人では、専門要員の適性と能力を高め最新の監査・会計制度等へ適切に対応すべく、研修計画を策定し、監査・会計に関する基準の改訂、インサイダー取引規制、職業倫理、セキュリティ関係等に関する内容を含めるようにしております。

また、専門要員は日本公認会計士協会が定める継続的専門能力開発制度（CPD制度）の必要単位

4. IT基盤

情報セキュリティ

監査においては重要性の高い情報を入手し取り扱うことが多いことから、監査品質の向上や信頼性の確保において、適切な情報セキュリティ対策を講じることは必要不可欠であると考えております。

そこで、情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ管理規程等の規程を整備し、情報の紛失や漏洩、不正・私的利用等を未然に防止する体制を構築しております。また、分散暗号化システムを搭載したセキュアFATを導入し、すべての業務において法人が貸与するPCを使用することとすることでセキュアな環境を確保しております。

監査調書の電子化

監査のIT基盤となる監査業務管理ツールには、CaseWare社が提供する最新鋭ソフトウェアであるCaseWare Cloudを採用し、監査調書を電子的に作成し、整然と明瞭に保管し、管理できる仕組みを構築しております。すべての監査業務で対応しており、監査調書の電子化とリモート監査対応を実現しております。

監査業務における CaseWare Cloud 使用率	100%
-----------------------------------	------

5. 財務基盤

売上高

当法人の売上高は以下のとおりです。監査業務が中心であり、非監査業務の割合は低くなっています。

(単位：千円)

	第25期 2023年7月1日～ 2024年6月30日	第26期 2024年7月1日～ 2025年6月30日
売上高		
監査証明業務	144,517	123,490
非監査証明業務	3,321	790
合 計	147,838	124,280

報酬依存度

当法人では、被監査会社に対する独立性が脅かされるリスクを抑えるために、報酬依存度を一定の範囲内に抑えることとしております。なお、倫理規則に規定される報酬依存度15%を、2年連続して超える被監査会社はありません。

2年連続して報酬依存度が15%を超える又は超える可能性が高い場合には、2年目の監査意見を表明する前に、当法人の構成員ではない会員による監査業務に係る審査と同様のレビュー（監査意見表明前のレビュー）を受けることがセーフガードとなり得るかどうかを判断し、セーフガードとなり得ると判断した場合は、その対応策を適用することとしております。

6. 國際対応基盤

海外対応

海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応としては、インストラクションを発送して回収するとともに、海外子会社の監査人とのディスカッション及び監査調書のレビュー等の実施により十分かつ適切な監査証拠の入手に努めています。

当法人の専門要員には、海外の監査人とのコミュニケーションをとりながら監査業務を実施した経験を有する者を一定数確保しており、グローバル対応も可能な体制の構築に努めています。

グローバルネットワークへの加入状況

当法人は現時点において特定のグローバルネットワークへの加盟は行っておりません。

7. その他

外部レビューの概要

公認会計士又は監査法人に対する、公認会計士法に基づく我が国における外部のレビュー又は検査の制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビューと、公認会計士・監査審査会による検査があります。

日本公認会計士協会による品質管理レビューでは、個別の監査業務に影響を与える監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況、並びに当該品質管理システムが個別業務において適切に運用されているかを確認します。

公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主に品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査を実施しております。

日本公認会計士協会による 品質管理レビュー

当法人は2025年3月に、品質管理レビュー報告書の交付を受けました。

当該通常レビューの実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」でした。

（別紙）監査法人のガバナンス・コードの適用状況

監査法人が果たすべき役割 1/2

原則1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

No.	指針	対応状況
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	Comply I - 1 監査事務所の最高責任者からのメッセージ I - 2 経営理念と行動指針
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである	Comply I - 1 監査事務所の最高責任者からのメッセージ I - 2 経営理念と行動指針
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	Comply II - 3 人事評価 II - 3 人材育成
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	Comply I - 2 経営理念と行動指針 II - 3 人材育成

監査法人が果たすべき役割 2/2

原則1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

No.	指針	対応状況
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方を加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	Comply II-2 非監査業務提供の方針
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	Comply II-6 (2) グローバルネットワークへの加入状況 なお、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営を行っておりません。

組織体制（経営機能）

原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。
-----	-----------------------------------------------------------------------

No.	指針	対応状況
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	Comply II-2 組織・ガバナンスに関する基本方針 II-2 社員会
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ➢ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ➢ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ➢ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ➢ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	Comply II-1 品質管理基盤 II-2 組織・ガバナンス基盤 II-3 人的基盤 II-4 IT基盤
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	Comply II-2 組織・ガバナンス基盤

組織体制（監督・評価機関） 1/2

原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
-----	-------------------------------------------------------------------------

No.	指針	対応状況
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	Comply II-2 監事
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	Comply II-2 外部の第三者の知見の活用
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ➢ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ➢ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ➢ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ➢ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ➢ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	Comply II-2 監事 II-2 外部の第三者の知見の活用

組織体制（監督・評価機関） 2/2

原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
-----	-------------------------------------------------------------------------

No.	指針	対応状況
3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	Comply II-2 監事 II-2 外部の第三者

業務運営 1/2

原則4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

No.	指針	対応状況
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	Comply II-1 監査業務の実施 II-2 社員会 II-2 品質管理委員会
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	Comply II-3 人事評価 II-3 人材育成
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ➤ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ➤ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ➤ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ➤ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	Comply II-3 監査チームの選任 II-2 非監査業務提供の方針 II-3 人事評価 II-3 人材育成

業務運営 2/2

原則4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

No.	指針	対応状況
4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	Comply II-1 監査業務の実施
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念するがないよう留意すべきである。	Comply II-1 通報制度

透明性の確保 1/3

原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

No.	指針	対応状況
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	Comply 本報告書にて説明するとともに、ホームページにて公開しております。
5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ➢ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ➢ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ➢ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI : Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ➢ 監査法人における品質管理システムの状況 ➢ 経営機関等の構成や役割 ➢ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ➢ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ➢ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）	Comply 本報告書にて説明しております。詳細は以下をご参照ください。 I-1 監査事務所の最高責任者からのメッセージ I-2 経営理念と行動指針 II-1 品質管理基盤 II-2 組織・ガバナンス基盤 II-2 監事 II-2 外部の第三者の知見の利用 II-2 非監査業務提供の方針 II-4 IT基盤

透明性の確保 2/3

原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

No.	指針	対応状況
	<ul style="list-style-type: none">➢ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針➢ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況➢ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況➢ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	II-3 人的基盤 II-5 財務基盤 II-6 國際対応基盤 II-2 外部の第三者の知見の活用
5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none">➢ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況➢ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）➢ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価➢ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	<p>Comply</p> <p>II-6 グローバルネットワークへの加入状況</p> <p>なお、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営を行っておりません。</p>

透明性の確保 3/3

原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

No.	指針	対応状況
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	<p>Comply</p> <p>II-1 監査業務の実施 II-2 監事 II-2 外部の第三者の知見の活用</p> <p>さらに、監査品質の向上のための取組に関するメッセージ動画を、日本公認会計士協会の「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」にて公表しております。</p> <p>当年次報告書の公表や、監査品質の向上のための取組に関するメッセージ動画を通じて寄せられた意見については社員会にて検討し対応しております。</p>
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	<p>Comply</p> <p>II-1 モニタリング II-2 監事 II-2 外部の第三者の知見の活用</p>
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	<p>Comply</p> <p>II-1 監査業務の実施 II-2 外部の第三者の知見の活用</p>

高志監査法人

〒950-0088

新潟市中央区万代4丁目4番27号新潟テレコムビル

電話：025-384-8637

URL：<https://koushi-audit.com>